

「壁だらけ」
税制になってしまった



国会事務所
執務室にて

福岡2区（中央区・城南区・南区）

衆議院議員

いなとみ修二

いなとみ修二ラインアカウント
日々の活動をお知らせしております。



事務所ボランティア大募集

日時：毎週金曜日 13時～16時

場所：いなとみ修二事務所

主にチラシ折り、封入作業などの軽作業です。
和気あいあいとした活動です。ぜひお気軽にお立寄りください。

チラシ配布ボランティアのお願い

チラシをご近所に50枚～配布して頂ける方を募集しております。
ご協力頂ける場合は、事務所までご連絡をよろしくお願いいたします。

ぜひご意見・ご要望をお寄せ下さい

✉ shuji@inatomi.jp

無料法律相談（立憲民主党福岡県第2区総支部主催）

弁護士による無料法律相談を開催しています。

1回30分（秘密厳守）です。お気軽にご相談ください。

「借金・貸付」、「消費者被害」、「労働」、「交通事故・損害賠償」
「相続・遺言」、「成年後見」、「夫婦・男女」など

☎ 092-557-8501

受付・申込窓口はこちら
（立憲民主党福岡県第2区総支部）

➡ Fax 092-557-8515

✉ info@inatomi.jp

いなとみ修二プロフィール

東京大学法学部卒業／丸紅株式会社／松下政経塾17期生

コロンビア大学院（米国）修了／現在衆議院議員4期目

〈役職〉財務金融委員会筆頭理事／航空政策議員フォーラム事務局長など

【趣味】ランニング（2024福岡マラソン完走！バテバテでした...）

【好物】ラーメン（かた）・うどん（やわ）

いなとみ修二事務所／立憲民主党福岡県第2区総支部

福岡市南区野間4-1-35-107

電話：092-557-8501 / FAX：092-557-8515

メール：info@inatomi.jp

「壁だらけ」税制になってしまった

みなさま、こんにちは。いなとみ修二です。

さて、3月4日衆議院では予算案が可決されました。最大の焦点であった「103万円の壁」はどうなったか？

なんと、壁がなくなるどころか、次のように新たな壁が次々と設けられ、「壁だらけ」の所得税になりました。

- ・給与収入200万円相当以下
↓控除額160万円
- ・給与収入200万円相当超〜475万円以下
↓控除額153万円
- ・給与収入475万円相当超〜665万円以下
↓控除額133万円
- ・給与収入665万円相当超〜850万円以下
↓控除額128万円
- ・給与収入850万円相当超〜
↓控除額123万円
- 200万円、475万円、665万円、850万円の壁、壁、壁。
壁をなくそう、から議論が始まったのに、出来上がった税制には、壁が増えていた。パロディですね。

例えば475万円の壁であれば、「給与収入475万円の手取り額」√「給与収入476万円の手取り額」という逆転現象も起きてしまいます。

税の三原則「公平・中立・簡素」にも反し、複雑怪奇な代物になってしまいました。複雑にすればするほど、行政コストも増大します。国民生活に直結する税は多くの国民の理解が必要ですが、この改正、一体どれだけの人が理解できるのでしょうか。

この「壁だらけ」税制はやめるべきです。残念ながら可決しませんでした。防衛増税の撤回やガソリン暫定税率廃止など、我が党は税制の修正案を今国会に提出しました。与党は、税金をとる側や財務省の論理に寄りかかりすぎて、国民の声が届いていないのではなにか。私は、引き続き、納税者の立場にたって税制の改革に取り組んでまいります。

令和7年3月5日

衆議院議員 いなとみ修二